

令和5年度 神戸市「介護サービス情報の公表」に関する計画

1 趣旨

この「神戸市「介護サービス情報の公表」に関する計画」は、「介護サービス情報の公表」制度にかかる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）の規定に基づき、神戸市内の介護サービス事業者が提供する介護サービス情報の報告、調査及び公表に関する計画を定めるものである。

2 計画の基準日及び期間

(1) 計画の基準日

計画の基準日は、令和5年2月1日とする。

(2) 計画の期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日とする。

3 報告に関する計画

(1) 報告の対象となる介護サービス

法第115条の35及び法施行規則第140条の43に規定するサービスとする。

一体的な報告、調査を行う介護サービス区分

- ① 訪問介護＋夜間対応型訪問介護＋定期巡回随時対応型訪問介護看護
- ② 訪問入浴介護（予防を含む）
- ③ 訪問看護（予防を含む）
- ④ 訪問リハビリテーション（予防を含む）
- ⑤ 通所介護＋地域密着型通所介護＋認知症対応型通所介護（予防を含む）＋指定療養通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション（予防を含む）
- ⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- ⑨ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
- ⑩ 福祉用具貸与（予防を含む）＋特定福祉用具販売（予防を含む）
- ⑪ 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）＋複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ⑫ 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）

- ⑬ 居宅介護支援
- ⑭ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護（予防を含む）＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
- ⑯ 介護医療院＋短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）
- ⑰ 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）（予防を含む）

この「神戸市「介護サービス情報の公表」に関する計画」において、各指定居宅サービス（居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定福祉用具販売を除く。）、指定地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）及び認知症対応型共同生活介護に限る。）、指定居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスを「主たるサービス」という。

## （２）報告の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）

①計画の基準日前の１年間に於いて介護報酬の支払いを受けた金額（利用者負担、公費負担等を含む（以下同じ。））が１００万円を超える事業者、②新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者を報告の対象とする。

なお、計画の基準日前の１年間に於いて、（１）に定める介護サービス区分の中でいずれのサービスについても介護報酬の支払いを受けた金額が１００万円を超えない場合及び別に定める様式により災害その他の理由により報告を行うことができないことにつき正当な理由がある旨を届け出た場合を除き、報告の対象とする。

特定福祉用具販売（予防を含む）については、別に定める様式により計画の基準日前の１年間に介護報酬の支払いを受けた金額がいずれも１００万円以下である旨を届け出た事業者は、報告の対象外として取り扱うものとする。ただし、当該事業者が福祉用具貸与（予防を含む）を併設している場合で、併設サービスが報告の対象となるときは、特定福祉用具販売（予防を含む）についてもあわせて報告の対象となる。

## （３）報告の内容

① 計画の基準日前の１年間に於いて、介護報酬の支払いを受けた金額が１００万円を超える対象事業者については、法施行規則別表第１に掲げる項目（以下「基本情報」という。）及び法施行規則別表第２に掲げる項目（以下「運営情報」という。）について報告する。

基本情報及び運営情報は、原則として、介護サービスごとに報告するものであるが、（１）に定める介護サービスの各区分において一体的に運営されているサービスの調査情報については、原則主たるサービスについて報告を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの報告をもって報告を行ったものとみなすこととする。

② 新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、基本情報について報告する。

## （４）報告する情報の記載方法

対象事業者が報告する介護サービス情報の記載内容は、「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成１８年３月３１日付老振発第０３３１００７号厚生労働省老健局振興課長通知）別添３「介護

サービス情報の記載要領」に基づくこととする。

なお、記載要領で規定される「記入年月日」については報告を行う日とする。

#### (5) 報告の提出先、提出方法

対象事業者は、介護サービス情報公表システム（以下、「公表システム」という。）の報告システム（以下、「報告システム」という。）により、神戸市長に報告を行う。

ただし、報告システムにアクセスできない場合は、神戸市から別途送付される報告書により報告を行うことができる。

#### (6) 報告の提出期限

報告の提出期限は、次のとおりとする。

- ① 計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者

令和5年11月30日

- ② 新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者

神戸市が通知をした日の属する月の末日

#### (7) 報告の対象外となる事業者の報告の取扱い

(2)の規定にかかわらず、別に定める様式により報告の対象外となる事業者が公表を希望する旨を届け出た場合は、報告の対象として取り扱う。

### 4 調査に関する計画

調査については、「神戸市介護サービス情報の公表制度における調査に係る指針」に基づき、実施するものとする。

### 5 公表に関する計画

#### (1) 公表を行う時期

事業者の報告を受理した月の翌月に公表する。

#### (2) 公表の方法等

- ① インターネットによる公表

介護サービス情報の公表は、次のホームページにより行う。

(ホームページアドレス) <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/28/>

- ② 対象事業者による公表等

- ・対象事業者は、公表される自らの介護サービス情報について、責任を有し、利用者等からその内容について説明を求められたときは、適切に対応する。
- ・対象事業者は、公表される自らの介護サービス情報について、事業所又は施設の見やすい場所に掲示するよう努める。
- ・対象事業者は、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表される自らの介護サービス情報を添付するよう努める。

## 6 公表後の介護サービス情報の変更

### (1) 休廃止

公表の後に対象事業者から変更の届出があった場合は、当該届出の内容が休廃止に係るものであるときは、公表システムから当該事業者の基本情報及び運営情報の登録を抹消し、届出の内容が基本情報に関するものであるときは、速やかに公表システムに登録した内容を変更するものとする。

### (2) 休廃止以外による変更の取り扱い

基本情報及び運営情報の内容について、当該事業者に係る情報を公表した後に変更が生じたときは、当該事業者は、速やかに公表システムの報告システムにより報告する。

## 7 その他

### (1) 苦情等の対応

公表されている情報に関する利用者等からの苦情等は神戸市福祉局監査指導部を対応する窓口とする。

### (2) 対象外届等の提出

「介護サービス情報の公表」制度における報告等の対象外届（特定福祉用具販売事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者用）（様式1）、介護サービス情報の公表制度における報告等の対象外申告書（様式2）、介護サービス情報の公表制度における報告等の手続き依頼書（様式3）については、神戸市長に提出するものとする。

## 補則

本計画に定めるもののほか、計画の運用に際して必要な事項は、別に定める。